令和８年度　「山口県海外ビジネスサポートデスク」利用の手引き」

公益財団法人やまぐち産業振興財団

１．事業の概要

山口県（以下、「県」という。）及び（公財）やまぐち産業振興財団（以下、「財団」という。）では、ＡＳＥＡＮ地域を中心に販路開拓等を行う県内企業のビジネス展開を支援するため「山口県海外ビジネスサポートデスク（以下「サポートデスク」という。)」をシンガポールに設置しています。

サポートデスク運営業務の委託先は、豊富な知見や経験、幅広いネットワーク等を有しており、海外展開に関する相談対応、コンサルティング、アドバイス、市場調査、商談マッチング、アフターフォロー等の業務を行います。

県内中小企業からの利用申込に基づき、本業務の範囲内において無料で利用できますので、海外展開における一助としてお役立てください。

２．名称・所在地等

名　　称	山口県海外ビジネスサポートデスク
所　在　地 連　先　先	（シンガポール）／デスク ・10, Ubi Crescent #04-89, Singapore 408564 （台湾：食品分野）／オフィス 台北市松山区復興北路 191 号 8 階-6 +886 02 2712 6073 （台湾：機械金属分野）／オフィス 台北市信義路 5 段 5 號 5D-23 室 +886 02 2729 2891/0918153334
業務委託先	株式会社日本アシスト（大阪府大阪市）

３．支援対象国・地域

シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国、タイ王国、マレーシア、台湾　等

４．利用対象

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定する中小企業者で、山口県内に主たる事務所を有するもの（以下「県内企業」という。）

ただし、次に掲げるみなし大企業については除くものとする。

（１）発行済株式の総額又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している法人
（２）発行済株式の総額又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している法人
（３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている法人

５．支援業務の内容

サポートデスクでは、県内企業からの利用申込に基づき、メール、電話、WEBリモート、現地面談等で次の支援業務を行います。

（１）海外展開に関する相談対応、コンサルティング、アドバイス、フォローアップ

（２）各種情報（現地市場・経済情報・関連法規・展示会情報・現地企業情報等）の照会に対する調査・情報提供

（３）個別販路開拓支援
① 事前準備支援（現地のビジネス、関連法規等に係る調査）
② 販路開拓支援（商談先候補発掘・絞込、商談時の提案資料等の作成アドバイス、商談候補先とのリアルもしくはオンライン商談設定）
③ 商談サポート（オンライン商談時、リアル商談時の同席による通訳等のサポート）
④ アフターフォロー支援（商談実施後の商談先企業のリアクション等フィードバック、リピート商談等に向けた継続商談サポート及び成約に向けたアドバイス）

（４）展示会出展支援
① 事前調整・協議（商談先候補発掘・絞込、商談時に活用するプレゼン資料等の作成サポート、アドバイス（日本語→英訳等の翻訳含む））
② マッチングの実施（商談先候補への情報提供、ヒアリングによる情報収集及びフィードバック、商談設定、会期中の商談実施）
③ 展示会商談サポート支援（展示会商談時に現地同席によるサポート）
④ アフターフォロー支援（商談後実施後の商談先企業のリアクション等フィードバック、リピート商談等に向けた継続商談サポート及び成約に向けたアドバイス）
※上記展示会出展支援は財団が主催し、共同出展するものに限る。

（５）対象外とする業務
① 契約書類等の作成

② 一般的な現地事情に鑑み、アポイントメント手配等が困難と思われる場合
（政府高官、有名企業幹部、競合企業等）
③ ホテルの予約、観光案内などの旅行代理店が行うべき業務
④ 外遊的な海外活動、具体的ビジネスを伴わない依頼
⑤ 違法及び公序良俗に反すると判断される業務など
※①契約書類等の作成の業務について助言、専門家等を紹介することは可能。
※対象外の業務において、受託者が利用者と直接契約を結ぶことは妨げない。
（ただし、⑤を除く。）

６．サポートデスク設置期間

２０２６年４月１日から２０２７年３月末日迄
※上記「５．支援業務の内容」の「（３）個別販路開拓支援」および「（４）展示会出展支援」については２０２７年２月末日迄

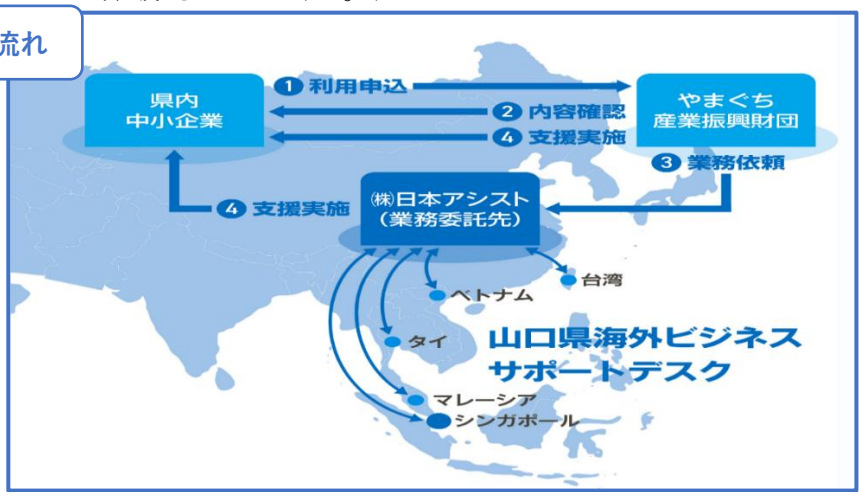
７．ご利用の流れ

（１）サポートデスクの利用を希望する場合には、別紙１「山口県海外ビジネスサポートデスク利用申込書」に必要事項を記載の上、E-mail 等で下記にご提出ください。

公益財団法人やまぐち産業振興財団　海外展開支援拠点
住所：〒754-0041
山口市小郡令和一丁目１番１号　山口市産業交流拠点４階
TEL：083-902-3722 FAX：083-902-9010 E-mail：jigyo@yipf.or.jp
担当：山本、宮本、鈴木

（２）利用申込書の受領後、お申込みのあった業務をお受けできるかどうか山口県海外ビジネスサポートデスクと協議の上、折り返しご連絡します。(内容によってはお受けできない業務もあります 。）

利用の流れ



８．費用負担

デスク利用に係る県内企業の費用負担は原則無料とします。

ただし、以下の費用等は全額県内企業の負担とします。

（１）県内企業の渡航費、交通費、宿泊費等

（２）商談等にかかる費用（会場費、飲食代等）

（３）県内企業側からの通信費（電話、ファックス等）

（４）県内企業が対象国に送付する商品、サンプル、試作品等の輸送費等

（５）受託者が紹介した専門家やコンサルタント等と県内企業が個別に契約する場合に発生する費用

（６）本業務外の内容について、県内企業が受託者と直接契約することで発生する費用

（７）その他、業務委託契約に含まれないサービスを受ける場合

９．ご利用上の注意

（１）サポートデスクの利用により、直接・間接に関わらず生じた結果について、利用者が不利益を被る事態が生じても、財団及びサポートデスクはその責任を負いません。

（２）サポートデスクの紹介した商談先等が、結果として利用者の希望と異なっても、財団及びサポートデスクはその責任を負いません。

（３）利用申込の内容によっては、他の適切な公的機関や団体等、支援サービス等をご紹介する場合があります。

（４）利用申込の内容に応じ、余裕をもってお早めにお申込みください。

（５）申込み後においても、現地事情等により、支援業務の実施・調整ができない場合があります。

１０．秘密の保持及び現地情報等の帰属について

（１）県、財団及びサポートデスクは、支援業務に必要な範囲で、支援業務の内容について情報共有させていただきますので、予め同意ください。

（２）県及び財団は、利用者名及び支援業務の内容について、外部に対して公開しません。ただし、現地情報等一般的な事項については、県及び財団が実施する海外ビジネス展開支援のための資料等として活用させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

（３）サポートデスクから提供された現地情報等を利用者が県に無断で第三者へ提供することはできません。

１１．個人情報の取扱いについて

サポートデスク利用に際して、ご提供いただいた個人情報については、「公益財団法人やまぐち産業振興財団個人情報保護規程」に基づき、適正に管理いたします。